電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

			区 分		単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(3) 端	端末	ア〜イ	(略)		(略)	(略)	(略)
末伝能5(的続所) 一線機第 準接 第	回にり送行機線よ伝をう能	ウ 1芯式のもの	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	 ① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金 ② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金 	1回線 ごとに 1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額 第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金	
1項の 表中で 接続する場				③ 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) ①C欄に規 定する料金 額	
合)				<u>④</u> 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ① <u>D</u> 欄に規 定する料金 額	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成 29年3月31日まで適用する 料金	<u>1回線</u> ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額	
				② 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ② <u>B</u> 欄に規 定する料金 額	

			区分		単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(3) 端	端末	ア〜イ	(略)		(略)	(略)	(略)
末伝能 5 (的続) 四にり送行機第二年接 (条標な箇) が 機能 所)の では、 一般 では、	によ 1 区別がタイ り伝 芯 プ1ー1の 送を 式 もの 行う の	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ① <u>A</u> 欄に規 定する料金 額			
1項の 表中第 5欄で 接続す				② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) ① <u>B</u> 欄に規 定する料金 額	
る場合)				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ① <u>C</u> 欄に規 定する料金 額	
			(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ② <u>A</u> 欄に規 定する料金 額	

			③ 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) ②C欄に規	
			料金	2212	定する料金	
					額	
			④ 平成31年4月1日以降に適	1回線	第6欄ア(ア)	
			用する料金	ごとに	② <u>D</u> 欄に規	
					定する料金 額	
		(ウ) (ア) (イ)	① 平成28年4月1日から平成	1回線	第6欄ア(7)	
		以外のもの	29年3月31日まで適用する	ごとに	③A 欄に規	
			<u>料金</u>		<u>定する料金</u>	
					<u>額</u>	
			② 平成29年4月1日から平成	1回線	第6欄ア(ア)	
			30年3月31日まで適用する 料金	ごとに	③ <u>B</u> 欄に規定 する料金額	
			3 平成30年4月1日から平成	1回線	第6欄ア(7)	
			31年3月31日まで適用する	ごとに	③ <u>C</u> 欄に規定	
			料金		する料金額	
			④ 平成31年4月1日以降に適	1回線	第6欄ア(ア)	
			用する料金	ごとに	③ <u>D</u> 欄に規定	
	エ	(7) 保守の	① 平成28年4月1日から平成	1回線	する料金額 6,234円	
	2	区別がタイ	29年3月31日まで適用する	ごとに	0, 234[]	
	芯	プ1-1の	料金			
	式	もの	② 平成29年4月1日から平成	1回線	5,922円	
	の		30年3月31日まで適用する	ごとに		
	ŧ		料金		(m/r)	
	の		③ 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する	1回線 ごとに	(略)	
			料金			
			(4) 平成31年4月1日以降に適	1回線	(略)	
				ごとに		
		(イ) 保守の	① 平成28年4月1日から平成	1回線	6, 234円	
		区別がタイ	<u>29年3月31日まで適用する</u>	<u>ごとに</u>		
		プ1ー2の	<u>料金</u>	4 D/A	5 000 FB	
		もの	② 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する	1回線 ごとに	<u>5, 922 円</u>	
			30年3月31日まで週用する	_		
			③ 平成30年4月1日から平成	1 回線	(略)	
			31年3月31日まで適用する	ごとに		
			料金			
			④ 平成31年4月1日以降に適	1回線	(略)	
			用する料金	にとじ		

		② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) ② <u>B</u> 欄に規 定する料金 額
		③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) ② <u>C</u> 欄に規 定する料金 額
	(ウ) (ア)(イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③ <u>A</u> 欄に規定 する料金額
		② 平成30年4月1日から平成	1 回線	第6欄ア⑺
		31年3月31日まで適用する 料金	ごとに	③ <u>B</u> 欄に規定 する料金額
		③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③ <u>C</u> 欄に規定 する料金額
エ2芯式の+	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線 ごとに	<u>5, 954円</u>
も の		② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)
		③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線 ごとに	<u>5, 954円</u>
		② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)
		③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)

		(ウ) (ア)(イ)	① 平成28年	4月1日から平成	1回線	6, 421 円	
		以外のもの	29年3月3	31日まで適用する	<u>ごとに</u>		
			料金				
		(② 平成29年	4月1日から平成	1回線	6, 100 円	
		-	30年3月3	31日まで適用する	ごとに		
			料金				
				4月1日から平成	1回線	(略)	
		·		31日まで適用する	ごとに	(#47	
			料金	7116(2/11)0			
				4月1日以降に適	1回線	(略)	
		<u> </u>	<u>サ</u> ー成31年 用する料金		ごとに	(44)	
(4)	(m/r)		用りる科芸	<u> </u>		/m/z \	/m&z \
(4) ~	(略)				(略)	(略)	(略)
(4) -2							
(略)							
(5) 端	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
末回線	イ 端末回線	(7) 保守の区別	がタイプ1	- 1 Φ ±.Φ	1回線	6, 229 円	
伝送機	により伝送		17.7.1 2 1	1 07 0 07	ごとに	0, 223]	
能(第	を行う機能						
5条	(1.536	(イ) 保守の区別	1回線	6 000 ED			
(標準	Mbit/s の符	(1) 体寸の区が	一旦稼ごとに	<u>6, 229 円</u>			
的な接	号伝送が可						
続箇	能なものに						
所)第							
1項の	限ります。)						
表中第							
2 – 3							
欄で接							
続する							
場合)							
(6) 端末	ア 光信号端	(7) 光回線設備	1 保	A 平成28年4月	1 回線	3, 117 円	
回線伝	末回線(光	接続モジュー		<u>ハース20 </u>	ごとに	3, 117 []	
送機能	ポロペ (元 局外スプリ	ル(光回線設備		29年3月31日	<u> </u>		
(第5	ツタを含ま	を成端する製		まで適用する			
条(標	ないものに	置であって、酢	-	料金			
米 (保) 準的な	限ります。)		_				
接続箇	により1芯	極盛に設直9		<u>B</u> 平成29年4月	1回線	2,961円	
按 桃 固 所) 第	により「心にて伝送を	ます。以下同じ		1日から平成	ごとに		
			_	30年3月31日			
1項の	行う機能	とします。) に		まで適用する			
表中第		おいてフィル	'	料金			

		(ウ) (ア)(イ) 以外のもの	30年3月3	4月1日から平成 31日まで適用する	1回線 ごとに	<u>6, 133円</u>	
			31年3月3	4月1日から平成 31日まで適用する	1回線 ごとに	(略)	
			③ 平成31年 用する料金	4月1日以降に適 金	1回線 ごとに	(略)	
(4)~ (4)-2 (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回線	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
伝送機能(第	イ 端末回線 により伝送 を行う機能	(ア) 保守の区	別がタイプ 1	- 1のもの	1回線 ごとに	6, 572 円	
(的続所1表2欄続場へ標な箇)項中ーです合準接 第の第3接る)	(1.536 Mbit/s の符 号伝送が可 能なものに 限ります。)		別がタイプ 1	- 2のもの	1回線 ごとに	<u>6, 572 円</u>	
(6) 回送(条準接所1表端線機第(的続)項中末伝能5標な箇第の第	ア 末局外の はいました おりまれる おりまれる でんしょ かいりょ にっき はい はん でき はん でき でき でき でき でき かいがっかい かいがい かいがい まい かいがい かいがい かいがい おいがい かいがい かいがい おいがい かいがい おいがい かいがい おいがい かいがい おいがい かいがい か	(7) 接続光端からに 一次表記を 一次表記を 一次を 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で	ー 備装配 すいじに の別タプーのの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,977円	

	1	ı	T	T	T		
1-3 欄で接 続する 場合)		タ (保守利用を 目 けい と ー 部 で ま で い で で い で で い で い で で ま で い い じ こ で い い じ		C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
	より。以下向し とします。)を 利用する場合		<u>D</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)		
			② 保 守 の 区 が イ	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3, 117 円	
			1 - 2 の もの	B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,961円	
				© 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
				<u>D</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
			③ ① ②以 外の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	<u>1回線</u> ごとに	3, 211 円	
				B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3, 050 円	
				© 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	

1 - 3 欄で接 続する 場合)	タ(保守利用を 目的とし一部 信号の一帯域を制いの ます。以いに とします。)を 利用する場合		B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金 C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに 1回線 ごとに	(略)	
		② 守区がイ1 2 も	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	<u>2,977 円</u>	
			B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
			<u>C</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
		③ ① ②以 外の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,066円	
			B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	

		<u>D</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
(4) 光回線設備 接続モジュー ルにおいてフィルタを利用 しない場合	① 保 守の 区が イ	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3, 117 円	
	1 - 1 の もの	B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	<u>2, 961 円</u>	
		© 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
		<u>D</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
	② 守 区 が イ	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3, 117円	
	1 — 2 の もの	B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	<u>2, 961 円</u>	
		© 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
		<u>D</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	

	1	0 = 104 = -		/==:	
		<u>C</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
(イ) 光回線設備 接続モジュー ルにおいてフィルタを利用 しない場合	① 守区がイ11も保の別タプーのの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,977円	
		B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
		<u>C</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
	② 守区がイ12も 保の別タプーのの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,977円	
		B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
		<u>C</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	

	③ ① ②以 外の もの	A平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金B平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに 1回線 ごとに	3, 211 円 3, 050 円	
		で で で で で で で で で の に で の に に に に に に に に に に に に に	1回線 ごとに	(略)	
		D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 保守 の区 別が タ	① 平成28年4月 <u>1日から平成</u> <u>29年3月31日</u> まで適用する 料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>2, 679 円</u>	
	プ1 -1 のも の	② 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	<u>2, 542 円</u>	_
		③ 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2, 455 円	
		④ 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	<u>2,044 円</u>	
	(イ) 保守 の区 別が タイ	① 平成28年4月 <u>1日から平成</u> <u>29年3月31日</u> まで適用する 料金	<u>1回線</u> ごとに	2, 679 円	

	③ ① ②以 外の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,066円	
		B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)	
		C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保の別タプーのの ののののの	① 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2. 553 円	_
		② 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	<u>2, 452 円</u>	
		③ 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,041円	
	(イ) 保守 の区 別が タイ	① 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	<u>2, 553 円</u>	

		プ1	② 平成29年4月	1 回線	2, 542 円	
		-2	1日から平成	ごとに		
		のも	30年3月31日			
		の	まで適用する			
			料金			
			③ 平成30年4月	1回線	<u>2, 455 円</u>	
			1日から平成	ごとに		
			31年3月31日			
			まで適用する 料金			
				4 - 746	0.044.55	
			④ 平成31年4月	1回線	2,044 円	
			1日以降に適 用する料金	ごとに		
		/ L)		1 回始	0 7EE III	
		(ウ) (ア) (イ	① 平成28年4月 1日から平成	<u>1回線</u> ごとに	<u>2,755 円</u>	
)以外	29年3月31日	<u> </u>		
		のも	まで適用する			
		の	料金			
			② 平成29年4月	1 回線	2,614円	
			 1日から平成	ごとに		
			30年3月31日			
			まで適用する			
			料金			
			③ 平成30年4月	1回線	<u>2, 525 円</u>	
			1日から平成	ごとに		
			31年3月31日			
			まで適用する 料金			
			④ 平成31年4月	1 回線	2, 102 円	
			1日以降に適	ごとに		
			用する料金			
(7)(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端	端末回線を収容する伝送装置(端		の符号伝送が可能	1回線	7,644 円	
末回線	末回線を終端するための装置に限	なもの		ごとに		
伝送機	ります。)及び端末回線により伝		s の符号伝送が可	1回線	10, 254 円	
能(第	送を行う機能	能なもの		ごとに	11 011	
5 条 (標準			s の符号伝送が可	1回線	<u>11, 211 円</u>	
的な接		能なもの) 。の符号伝送が可	ごとに	12, 168 円	
続箇		tzwbrt/s 能なもの		1回線 ごとに	12, 100円	
		HE'& U V	<u></u>			

		プ1 -2 のも の				
			② 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2, 452 円	
			③ 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,041円	
		(ウ) (ア)(イ)以外 のも の	① 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2, 626円	
			② 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2, 522 円	
			③ 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,099円	
(7)(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末回線	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限	なもの	の符号伝送が可能	1回線 ごとに	9,449円	
伝送機 能(第	ります。) 及び端末回線により伝 送を行う機能	6 Mbit/s 能なもの	s の符号伝送が可)	1回線 ごとに	13, 572 円	
5 条 (標準			s の符号伝送が可	1回線 ごとに	14, 902 円	
的な接 続箇			の符号伝送が可	1回線 ごとに	16, 232 円	

所)第	15Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	<u>13, 125 円</u>	
1項の	能なもの		ごとに		
表中第	18Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	13, 995 円	
5 – 2	能なもの		ごとに		
欄で接	21Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	14, 952 円	
続する	能なもの		ごとに		
場合)	24Mbit/s	の符号伝送が可	1回線	15, 909 円	
	能なもの		ごとに		
	27Mbit/s	の符号伝送が可	1回線	16,866円	
	能なもの		ごとに		
	30Mbit/s	の符号伝送が可	1回線	17, 736 円	
	能なもの		ごとに		
	33Mbit/s	の符号伝送が可	1回線	18, 693 円	
	能なもの		ごとに		
	36Mbit/s	の符号伝送が可	1回線	19,650円	
	能なもの		ごとに		
	39Mbit/s	の符号伝送が可	1回線	20, 607 円	
	能なもの		ごとに	==, ==, 11	
		の符号伝送が可	1回線	21,564円	
	能なもの		ごとに	21,00111	
	HP - C 0 02				l

所)第	15Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	17, 695 円	
1項の	能なもの		ごとに		
表中第	18Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	19,025円	
5 – 2	能なもの		ごとに		
欄で接	21Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	20, 355 円	
続する	能なもの		ごとに		
場合)	24Mbit/s	の符号伝送が可	1回線	21,818円	
	能なもの		ごとに		
	27Mbit/s	の符号伝送が可	1回線	<u>23, 148 円</u>	
	能なもの		ごとに		
	30Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	24, 478 円	
	能なもの		ごとに		
	33Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	25, 941 円	
	能なもの		ごとに		
	36Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	<u>27, 271 円</u>	
	能なもの		ごとに		
	39Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	28, 734 円	
	能なもの		ごとに		
	42Mbit/s	の符号伝送が可	1 回線	30,064 円	
	能なもの		ごとに		

端末回線 (光信号主端末回線 (光信号主端末回線 (光信号主端末回線 (光信号主端末回線 (光信号主端末回線 (光信券 できむものに限ります。) により 1 芯に (第5 条 (標準準的な接続箇所)第 1 項の表中第 1 - 3 欄で接続する場合) (7) 平成29 年4月1 日から平成30年3 月31日まで適用する料金 (1) でとに (利定する料金 (1) ではに規定する料金 (1) でとに (利定する料金 (1) できいます。) (4) 平成29 年4月1 日から平成30年3 月31日まで適用する料金 (1) 第6欄イ(ア)②欄にあみ消費税料額を加算するものします。	力识
機能 (第5 字。) により1芯に 大伝送を行う機能 を含むものに限りま す。) により1芯に 大保 (標準的な 接続箇所)第 1 項の 表中第 1 - 3 欄で接続する 場合)	
(第5 条 (標準的な 接続簡 所) 第 1 項の表中第 1 ー 3 欄で接続する場合) (4) 平成29 年4月1 日から平成30年3 月31日まで適用する料金	713 C
条 (標準的な接続箇所)第 1 項の表中第 1 一 3 欄で接続する場合)	. 1年
準的な接続箇所)第 1項の表中第 1 一 3 欄で接続する場合)	
接続箇所)第 1 項の表中第 1 - 3 欄で接続する場合)	
1項の表中第 1 - 3 欄で接続する場合 (イ) 平成29 年4月1 日から平成30年3 月31日まで適用する料金 1回線 2 - 1 - 1 第6欄イ(ア)②欄に規定する料金 1回線 2 - 1 - 1 第6欄イ(ア)②欄に規定する料金 1回線 に規定する料金 1回線 に適用します。 1回線 に過用します。 1回線 に対象を表通則の規定 1回線 に適用します。 1回線 に適用します。 1回線 に適用します。 1回線 に対象を表通則の規定 1回線 に適用します。 1回線 に適用します。 1回線 に対象を表述 1回	
表中第 1-3 欄で接 続する 場合) (イ) <u>平成29</u> 1回線 2-1-1-1 接続開始日から、 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金 (イ) <u>平成29</u> 1回線 2-1-1-1 接続開始日から、 以上2年未満の場 に規定する料金 額に、511円を加 がかわらず左欄に げる511円のうち 円にのみ消費税材 額を加算するもの します。 (イ) <u>平成29</u> 1回線 2-1-1-1 接続開始日から、 以上2年未満の場 に規定する料金 額に、規定する料金 額に、585円を加 料金表通則の規類	、2年
1-3 欄で接続する場合) (イ) 平成29	場合
欄で接続する場合) (イ) 平成29	-
続する 場合) (1) <u>平成29</u> 1回線 2-1-1-1 接続開始日から、 <u>年4月1</u> ごとに 第6欄イ(ア)②欄に規定する料金 「に規定する料金」を適用します。 第1日まで適用する料金 「に規定する料金」を開始日から、以上2年未満の場に過用します。 第1日まで適用する料金 「に規定する料金」を開始日から、以上3年未満の場に規定する料金 「に規定する料金」を開始日から、以上3年未満の場に規定する料金 「に規定する料金」を開始日から、以上3年未満の場に規定する料金 を額に、585円を加 料金表通則の規定	. –
場合) (イ) <u>平成29</u> 1回線 2-1-1-1 接続開始日から、 <u>年4月1</u> ごとに 第6欄イ(ア)②欄 に規定する料金 に適用します。 (30年3 月31日ま で適用す ごとに 第6欄イ(ア)②欄 に規定する料金 に適用します。 で適用する料金 に対定する料金 に適用します。 まる料金 額に、585円を加 料金表通則の規定	
(イ) <u>平成29</u> 1回線 2-1-1-1 接続開始日から、 <u>年4月1</u> 日から平 成30年3 月31日ま で適用する判金 で適用する料金 (に規定する料金 は適用します。) はより で適用である料金 (に規定する料金 (に規定する料金 (に規定する料金 (に適用します。) 対金表通則の規定 (に規定する料金 (に適用します。) 対金表通則の規定 (1月により) (
(イ) 平成29 <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成30年3</u> <u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u> 1回線 2-1-1-1 第6欄イ(ア)②欄 に規定する料金 に適用します。 額 2-1-1-1 接続開始日から、 接続開始日から、 以上2年未満の均に適用します。 額 (に規定する料金 以上3年未満の均に規定する料金 に適用します。また。 第6欄イ(ア)②欄 に規定する料金 に適用します。また。 第6欄イ(ア)②欄 に規定する料金 に適用します。また。 額に、585円を加 料金表通則の規定	
(イ) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金 1回線 に規定する料金 額 2-1-1-1 第6欄イ(ア)②欄 に規定する料金 第0 2-1-1-1 接続開始日から、 以上2年未満の場 に適用します。 額 2-1-1-1 接続開始日から、 以上3年未満の場 に適用します。 がはに規定する料金 に適用します。 はに規定する料金 に適用します。 がはに規定する料金 に適用します。 はに規定する料金 に適用します。 がはに規定する料金 に適用します。 がはに規定する料金 に適用します。 がはに規定する料金 に適用します。 がはに規定する料金 に適用します。 がはに規定する料金 に適用します。 がはに規定する料金 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 に適用します。 がは、 にの対した。 がは、 がは、 にの対した。 がは、 にの対した。 がは、 にの対した。 がは、 にの対した。 がは、 にの対した。 がは、 にの対した。 がは、 にの対した。 がは、 にの対した。 がは、 にの対した。 がは、 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にの対した。 にのがは、 にのがは にのがは、 にのがは、 にのがは にのがは にのがは にのがは にのがは にのがは にのがは にのがは	ے رن
年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金 ごとに 第6欄イ(ア)②欄 に規定する料金 に適用します。 1回線 2-1-1-1 第6欄イ(ア)②欄 に規定する料金 に適用します。 は規定する料金 に適用します。 に規定する料金 に適用します。 がは (に規定する料金 に適用します。) がは (に規定する料金 に適用します。) 額に、585円を加 料金表通則の規定	1 年
日から平成30年3に規定する料金に適用します。月31日まで適用する料金1回線 2-1-1-1 接続開始日から、第6欄イ(ア)②欄に規定する料金以上3年未満の場に規定する料金る料金に規定する料金に適用します。ままます。	
成30年3 月31日ま で適用する料金額1回線 2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 以上3年未満の場合 に規定する料金 に適用します。 額に、585円を加 料金表通則の規定	
で適用す ごとに 第6欄イ(7)②欄 以上3年未満の場合 る料金 に規定する料金 に適用します。ままます。ままままます。 額に、585円を加 料金表通則の規定	
<u>る料金</u> に規定する料金 に適用します。ま額に、 <u>585円</u> を加 料金表通則の規定	、2年
額に、 <u>585円</u> を加 料金表通則の規定	
	. –
算した料金額 かかわらず左欄に	
げる <u>585円</u> のうち	
<u>円</u> にのみ消費税料 <u>棚</u> を加算するもの	
一日 一日 日 日 日 日 日 日 日	0) 2
	2 年
年4月1 ごとに 第6欄イ(7)③欄 以上3年未満の場	
<u>月31日ま</u> 算した料金額 かかわらず左欄に	に掲
<u>で適用す</u> げる <u>515円</u> のうち	5. <u>504</u>
<u>る料金</u> <u>円</u> にのみ消費税材	
	のと
します。	

	区分			単位	料金額	備考
端末回	光信号主端末回線	ア	(7) 平成29	1回線	2, 155円	接続開始日から、1年
線伝送	(光局外スプリッタ	保守	年4月1	ごとに		未満の場合に適用し
機能 (第 5	を含むものに限りま す。)により1芯に	の区 別が	<u>日から平</u> 成30年 3	1回線	2-1-1-1	ます。 接続開始日から、1 年
条(標	す。/ により 心に て伝送を行う機能	タイ	<u>成30年3</u> 月31日ま	一旦稼	2 - 1 - 1 - 1 第 6 欄イ(ア)①欄	技術開始ロから、「中」以上2年未満の場合
準的な	CIACETITIKE	プ1	<u>グロる</u> で適用す	C C 1C	に規定する料金	に適用します。
接続箇		<u> </u>	る料金		額	に延加りるが。
所)第		のも		1回線	2-1-1-1	接続開始日から、2年
1項の		の		ごとに	第6欄イ(ア)①欄	以上3年未満の場合
表中第					に規定する料金	に適用します。また、
1 – 3					額に、 <u>585円</u> を加	料金表通則の規定に
欄で接					算した料金額	かかわらず左欄に掲
続する 場合)						げる <u>585円</u> のうち、 <u>572</u>
场口)						円にのみ消費税相当
						額を加算するものとします。
			(イ) 平成30	1 回線	2-1-1-1	接続開始日から、1年
			年4月1	ごとに	第6欄イ(ア)②欄	以上2年未満の場合
			日から平		に規定する料金	に適用します。
			成31年3		額	
			月31日ま	1 回線	2-1-1-1	接続開始日から、2年
			<u>で適用す</u>	ごとに	第6欄イ(ア)②欄	以上3年未満の場合
			<u>る料金</u>		に規定する料金	に適用します。また、
					額に、 <u>515円</u> を加 算した料金額	料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲
					昇した料並銀	がかわらり 左側に掲 げる <u>515円</u> のうち、 <u>504</u>
						円にのみ消費税相当
						額を加算するものと
						します。
			(ウ) 平成31	1 回線	2-1-1-1	接続開始日から、2年
			年4月1	ごとに	第6欄イ(ア)③欄	以上3年未満の場合
			日以降に		に規定する料金	に適用します。また、
			<u>適用する</u>		額に、406円を加	料金表通則の規定に
			<u>料金</u>		算した料金額	かかわらず左欄に掲
						げる <u>406円</u> のうち、 <u>398</u> 円にのみ消費税相当
						円にのみ消貨税相当 額を加算するものと
						します。
		L		l		3 5 7 6

イ保の別タプーのの守区がイ12も	(7) <u>平成28</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成29年3</u> <u>月31日ま</u> <u>で適用ま</u> る料金	1 回と 回と 回と 回と 回と 回と 回と 回と 回と に 線に	2.175円 2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金額 2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、1年 未満の場合に ・ 1日 ・ 1日 ・ 1日 ・ 1日 ・ 1日 ・ 1日 ・ 1日 ・ 1日
	(イ) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 1とに 1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(4)②欄 に規定する料金額 2-1-1-1 第6欄イ(4)②欄 に規定する料金額に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場に適用します。 接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 接続開始日本高の場合に適用します。また、料金表らずを欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相とします。
	(ウ) <u>平成30</u> 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(4)③欄 に規定する料金 額に、 <u>515円</u> を加 算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらずを欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
ウ アイ 以外	(7) <u>平成28</u> <u>年4月1日</u> から平成29	1回線 ごとに	<u>2, 237円</u>	接続開始日から、1 年 未満の場合に適用し ます。

イ 保守 の区	(7) <u>平成29</u> 年4月1 日から平	1回線 ごとに	<u>2, 155円</u>	接続開始日から、1 年 未満の場合に適用し ます。
別が タイ 1 - 2	<u>成30年3</u> 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(小)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
のも の		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、 <u>585円</u> を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
	(イ) <u>平成30</u> 年4月1 日から平 成31年3	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(小)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
	月31日 <u>ま</u> で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(4)②欄 に規定する料金 額に、 <u>515円</u> を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる515円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
	(†) <u>平成31</u> <u>年4月1</u> <u>日以降に</u> <u>適用する</u> 料金	1回線 1 い 1 い	2-1-1-1 第6欄イ(4)③欄 に規定する料金 額に、 <u>406円</u> を加 算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
ウ アイ 以外	(7) <u>平成29</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u>	1回線 ごとに	<u>2, 216円</u>	接続開始日から、1 年 未満の場合に適用し ます。

の <u>ま</u>	E3月31日 Eで適用す S料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合 に適用します
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、 <u>527円</u> を加 算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相と観を加算するものとします。
	() 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 1回線 1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額 2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日本満のと 接続開始日本満のと名合に適用しているのでは、2年以上3年未満す。までは、2年以上3年の規定に表しているがを欄にもいるがを関いる602円のみ消費税相とはであるものとはます。
	か <u>平成30</u> 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1 回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(か)③欄 に規定する料金 額に、 <u>529円</u> を加 算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

のも の	成30年3	1回線 ごとに	2-1-1-1	接続開始日から、1年
0)	<u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u>	- ZI-	第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	以上2年未満の場合 に適用します
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、 <u>602円</u> を加 算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適年未満の場合にます。また、料金表通則の規定におかからず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) <u>平成30</u> 年4月1 日から平 成31年3	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合 に適用します。
	<u>月31日ま</u> で適用す <u>る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、 <u>529円</u> を加 算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわら529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ウ) <u>平成31</u> <u>年4月1</u> <u>日以降に</u> <u>適用する</u> <u>料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(か)③欄 に規定する料金 額に、 <u>418円</u> を加 算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

2-1-	1—2 л	U 另 ^↑				月額
		区 分		単 位	料金額	備考
(1) 専用	ア (略)			(略)	(略)	(略)
サービ	イ 1	(7) (1)以外のもの	① 平成28年4月1日	1回線ご	(イ)①欄に規	
ス契約	芯式		<u>から平成29年3月31</u>	<u>とに</u>	<u>定する料金額</u>	
約款に	のも		日まで適用する料金			
規定す	の		② 平成29年4月1日	1回線ご	(1)②欄に規	
る施設			から平成30年3月31	とに	定する料金額	
設置負			日まで適用する料金			
担金等			③ 平成30年4月1日	1回線ご	(イ)③欄に規	
の適用			から平成31年3月31	とに	定する料金額	
が ない 場 合 の			日まで適用する料金	. = /+ ->	()	
場合の			④ 平成31年4月1日	1回線ご	(イ) <u>④</u> 欄に規	
加昇科		(1)	以降に適用する料金	とに	定する料金額	
		(1) 2-1-1-	① 平成28年4月1日	1回線ご	185 円	
		1第6欄ア欄に規	から平成29年3月31	<u>とに</u>		
		定する機能(1芯	日まで適用する料金	. = /+ ->	101 -	
		にて伝送を行うも	② 平成29年4月1日	1回線ご	<u>181 円</u>	
		のをいいます。) に係るもの	から平成30年3月31	とに		
		に除るもの	日まで適用する料金	. = /+ ->	(=h)	
			③ 平成30年4月1日	1回線ご	(略)	
			から平成31年3月31	とに		
			日まで適用する料金	. = /+ ->	(=h)	
			④ 平成31年4月1日	1回線ご	(略)	
	1 - 44-	1010	以降に適用する料金	とに	070 FF	
	ウ 2芯	式のもの	(7) 平成28年4月1日	<u>1回線ご</u>	370 円	
			から平成29年3月31 ロキを選出する場合	<u>とに</u>		
			日まで適用する料金	4 🗆 🗠 ∸	200 H	
			(イ) 平成29年4月1日 から平成30年3月31	1回線ご とに	362 円	
				21-		
			日まで適用する料金 (ウ) 平成30年4月1日	1回線ご	(略)	
			<u>(リ)</u> 平成30年4月1日 から平成31年3月31	とに	(哈)	
			日まで適用する料金	21-		
			(エ) 平成31年4月1日	1回線ご	(略)	
			<u>(1)</u> 平成31年4月1日 以降に適用する料金	とに	(単省)	
(2) 2 -	ア光	(7) 当社の光屋内配	① 保守の区別がタイ	1光信号	484 円	
1-1	信号分	《から社の元座内配 線(主として一戸建	プリールの色別がダインプリープロールのもの	分岐端末	<u>404 🗂</u>	
一 1 第	岐端末	「		回線ごと		_
2 欄ウ	回線に	る形態により設置す		日豚ここ		
2 11×1 /	山水八	しいぶにひり以直す		10		

2-1-1-2 加算料

		区 分		単位	料金額	備考
(1) 専用	ア(略)			(略)	(略)	(略)
サービ	イ 1	(7) (1)以外のもの	① 平成29年4月1日	1回線ご	(イ)①欄に規	(-4/
ス契約	芯式	(7) (1) (30) (30)	から平成30年3月31	とに	定する料金額	
約款に	o ŧ		日まで適用する料金		,C, 011213	
規定す	o o					
る施設						
設置負						
担金等			② 平成30年4月1日	1回線ご	(イ)②欄に規	
の適用			から平成31年3月31	とに	定する料金額	
がない			日まで適用する料金			
場合の			③ 平成31年4月1日	1回線ご	(イ)3欄に規	
加算料			以降に適用する料金	とに	定する料金額	
		(1) 2-1-1-	① 平成29年4月1日	1回線ご	182 円	
		1第6欄ア欄に規	から平成30年3月31	とに		
		定する機能(1芯	日まで適用する料金			
		にて伝送を行うも				
		のをいいます。)				
		に係るもの				
			② 平成30年4月1日	1回線ご	(略)	
			から平成31年3月31	とに		
			日まで適用する料金			
			③ 平成31年4月1日	1回線ご	(略)	
			以降に適用する料金	とに	(14)	
	ウ 2芯	式のもの	(7) 平成29年4月1日	1回線ご	364 円	
			 から平成30年3月31	とに		
			日まで適用する料金			
			<u>(イ)</u> 平成30年4月1日	1回線ご	(略)	
			から平成31年3月31	とに		
			日まで適用する料金			
			<u>(ウ)</u> 平成31年4月1日	1回線ご	(略)	
			以降に適用する料金	とに		
(2) 2 -	ア光	(7) 当社の光屋内配	① 保守の区別がタイ	1 光信号	499 円	
1 — 1	信号分	線(主として一戸建	プ1-1のもの	分岐端末		
一 1 第	岐端末	ての建物に設置され		回線ごと		_
2 欄ウ	回線に	る形態により設置す		に		

欄又は 第6欄 イ欄に 規定す	係る加 算料	るものに を利用す	:限ります。) ⁻ るもの	② 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>484 円</u>	
る機能 に係る 加算料				③ ①②以外のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	499 円	
		(イ) 当社の 光屋内 配線	① 当社が 設置した光 信号分岐端 末回線収容	A 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>489 円</u>	
		(主と して 戸建て の建物	キャビネッ ト等にその 光信号分岐 端末回線が	B 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>489 円</u>	
		に設置 される 形態に より設	収容等され ているもの	C AB 以外のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>504 円</u>	
		置する ものに す。 いま	② 協定事業者が設置 した光信号 分岐端末回	A 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>484 円</u>	
		を利用 しない もの	線収容キャ ビネット等 にその光信 号分岐端末	B 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>484 円</u>	
			回線が収容 等されてい るもの	C AB以外のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>499 円</u>	
	イ 光 信号 主端		守の区別が [?] 1 - 1 のも	① 平成28年4月1日 から平成29年3月31 日まで適用する料金	<u>1光信号</u> <u>主端末回</u> 線ごとに	2,679円	
	末回 線に 係る			② 平成29年4月1日 から平成30年3月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2, 542 円	
	加 算 料			③ 平成30年4月1日 から平成31年3月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2, 455 円	_
				④ 平成31年4月1日 以降に適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,044 円	

欄又は 第6欄 イ欄に 規定す る機能	係る加 算料	るものに限り を利用するも		② 保守の区別がタイプ1-2のもの③ ①②以外のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に 1 光信号	<u>499 円</u> 514 円	
に係る加算料					分岐端末 回線ごと	<u>51111</u>	
		当社の 設施 光屋内 信号	当社が 置した光 号分岐端 回線収容	A 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>503 円</u>	
		してー ト領 戸建て 光伯	ャビネッ 等にその 信号分岐 末回線が	B 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>503 円</u>	
			容等され いるもの	C AB 以外のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	518円	
		ものに 業 限りま しか す。) 分叫	協定事 者が設置 た光信号 岐端末回	A 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	497 円	
		しない ビジ もの にっ 号:2	収容キャ ネット等 その光信 分岐端末	B 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	497 円	
		等さ	線が収容 されてい もの	C AB以外のもの	1 光信号 分岐端末 回線ごと に	<u>512 円</u>	
	イ信主末線係光号端回にる	(ア) 保守のI タイプ1ー の		① 平成29年4月1日 から平成30年3月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>2, 553 円</u>	
	加算料			② 平成30年4月1日 から平成31年3月31 日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに 1光信号	2,452円	-
				③ 平成31年4月1日 以降に適用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	<u>2, 041 円</u>	

(イ) 保守の区別が ① 平成28年4月1日 1光信号 2,679	<u> </u>
タイプ1-2のも <u>から平成29年3月31</u> <u>主端末回</u>	
の <u>日まで適用する料金</u> │ <u>線ごとに</u> │	
② 平成29年4月1日 1光信号 2,542	<u> </u>
から平成30年3月31 主端末回	
日まで適用する料金 線ごとに	
③ 平成30年4月1日 1光信号 2,455	"
から平成31年3月31 主端末回	
日まで適用する料金 線ごとに	
④ 平成31年4月1日 1光信号 2,044	၂
以降に適用する料金 主端末回	
線ごとに	
(ウ) (7) (イ)以外の ① 平成28年4月1日 <u>1光信号</u> <u>2,755</u>	"
もの <u>から平成29年3月31</u> <u>主端末回</u>	
<u>日まで適用する料金</u> <u>線ごとに</u>	
② 平成29年4月1日 1光信号 2,614	"
から平成30年3月31 主端末回	
日まで適用する料金 線ごとに	
③ 平成30年4月1日 1光信号 2,525	<u> </u>
から平成31年3月31 主端末回	
日まで適用する料金 線ごとに	
<u>④</u> 平成31年 4 月 1 日 1 光信号 <u>2,102</u>	၂
以降に適用する料金 主端末回	

(イ) 保守の区別が タイプ1-2のも の	① 平成29年4月1日 から平成30年3月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2, 553 円	
	② 平成30年4月1日	1 光信号	2, 452 円	
	から平成31年3月31	主端末回		
	日まで適用する料金	線ごとに		
	<u>③</u> 平成31年4月1日	1 光信号	<u>2,041 円</u>	
	以降に適用する料金	主端末回		
		線ごとに		
(ウ) (ア)(イ)以外の	① 平成29年4月1日	1 光信号	2,626 円	
もの	から平成30年3月31	主端末回		
	日まで適用する料金	線ごとに		
	② 平成30年4月1日	1 光信号	2,522 円	
	から平成31年3月31	主端末回		
	日まで適用する料金	線ごとに		
	③ 平成31年4月1日	1 光信号	2,099 円	
	以降に適用する料金	主端末回		
		線ごとに		

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

		区 分		単位	料金額	備考
2 – 1	光信号	ア 保守の区別がタイ	(7) 平成28	1 光信	<u>2, 175円</u>	接続開始日から、
-1-	主端末	プ1ー1のもの	年4月1	号主端		1年未満の場合に
1第2	回線に		<u>日から平</u>	末回線		適用します。
欄ウに	係る加		成29年3	ごとに		
規定す	算料		<u>月31日ま</u>	1 光信	2-1-1-2	接続開始日から、
る機能			<u>で適用す</u>	号主端	第2欄イ(ア)①	1年以上2年未満
に係る			<u>る料金</u>	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
加算料				ごとに	金額	す。
				1 光信	2-1-1-2	接続開始日から、
				号主端	第2欄イ(ア)①	2年以上3年未満
				末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
				ごとに	金額に、 <u>511円</u> を	す。また、料金表
					加算した料金額	
						わらず左欄に掲げ
						る <u>511円</u> のうち、
						498円にのみ消費
						税相当額を加算す
						るものとします。
			(イ) 平成29	1 光信	2-1-1-2	
			<u>年4月1</u>	号主端	第2欄イ(ア)②	1年以上2年未満
			<u>日から平</u>	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
			成30年3	ごとに	金額	す。
			月31日ま	1光信	2-1-1-2	接続開始日から、
			<u>で適用す</u>	号主端	第2欄イ(7)②	2年以上3年未満
			<u>る料金</u>	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
				ごとに		す。また、料金表
					加算した料金額	通則の規定にかか
						わらず左欄に掲げ
						る <u>585円</u> のうち、
						572円にのみ消費
						税相当額を加算す
						るものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

		区分		単位	料金額	備考
2 - 1	光信号	ア 保守の区別がタイ	(7) 平成29	1 光信	2, 155円	接続開始日から、
-1-	主端末	プ1-1のもの	年4月1	号主端		1年未満の場合に
1第2	回線に		日から平	末回線		適用します。
欄ウ <u>欄</u>	係る加		成30年3	ごとに		
に規定	算料		<u>月31日ま</u>	1 光信	2-1-1-2	接続開始日から、
する機			<u>で適用す</u>	号主端	第2欄イ(ア)①	1年以上2年未満
能に係			<u>る料金</u>	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
る加算				ごとに	金額	す。
料				1 光信	2-1-1-2	接続開始日から、
				号主端	第2欄イ(ア)①	2年以上3年未満
				末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
				ごとに	金額に、 <u>585円</u> を	す。また、料金表
					加算した料金額	通則の規定にかか
						わらず左欄に掲げ
						る <u>585円</u> のうち、
						572円にのみ消費
						税相当額を加算す
						るものとします。
			(イ) 平成30	1光信	2-1-1-2	接続開始日から、
			年4月1	号主端	第2欄イ(7)②	1年以上2年未満
			日から平	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
			成31年3	ごとに	金額	す。
			月31日ま	1光信	2-1-1-2	接続開始日から、
			<u>で適用す</u>	号主端	第2欄イ(ア)②	2年以上3年未満
			<u>る料金</u>	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
				ごとに	金額に、515円を	
					加算した料金額	通則の規定にかかした。
						わらず左欄に掲げ
						る <u>515円</u> のうち、
						504円にのみ消費 税担と額を加算す
						税相当額を加算す
						るものとします。

	(ウ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1 光主信 お	2-1-1-2 第2欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、 <u>515円</u> を 加算した料金額	す。また、料金表 通則の規定にかか わらず左欄に掲げ る <u>515円</u> のうち、 <u>504円</u> にのみ消費 税相当額を加算す るものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) <u>平成28</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成29年3</u> 月31日ま	1 光信 号主端 末回に 1 光信	2,175円 2-1-1-2	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。接続開始日から、
	で適用す る料金	号主端 末回線 ごとに 1光信	第2欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額 2-1-1-2	1年以上2年未満 の場合に適用しま す。 接続開始日から、
		号主端 末回線 ごとに	第2欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額に、 <u>511円</u> を 加算した料金額	2年以上3年未満 の場合に適用しま す。また、料金表 通則の規定にかか わらず左欄に掲げ
				る <u>511円</u> のうち、 <u>498円</u> にのみ消費 税相当額を加算す るものとします。
	(イ) <u>平成29</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成30年3</u> 月31日ま	1 光信 号回に 1 光信	2-1-1-2 第2欄イ(小② 欄に規定する料 金額 2-1-1-2	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	<u>で適用す</u> る料金	- 元信 号主端 末回線 ごとに	第2欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額に、 <u>585円</u> を 加算した料金額	2年以上3年未満 の場合に適用しま す。また、料金表 通則の規定にかか
				わらず左欄に掲げ る <u>585円</u> のうち、 <u>572円</u> にのみ消費 税相当額を加算す るものとします。

		(†) <u>平成31</u> <u>年4月1</u> <u>日以降に</u> <u>適用する</u> 料金	1号末 ごととに	2-1-1-2 第2欄イ(ア)③ 欄に規定する料 金額に、406円を 加算した料金額	2年以上3年未満 の場合に適用しま す。また、料金表
	イ 保守の区別がタイ プ1-2のもの	(7) <u>平成29</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> 成30年3	1光信 号主端 末回線 ごとに	<u>2, 155円</u>	接続開始日から、 1年未満の場合に 適用します。
		月31日ま で適用す る料金	1号末ご 1号末ご 光主回と光主回とと主回と	2-1-1-2 第2欄イ(小① 欄に規定する料 金額 2-1-1-2 第2欄イ(小① 欄に規定する料 金額に、 <u>585円</u> を 加算した料金額	す。 接続開始日から、 2年以上3年未満 の場合に適用しま す。また、料金表
		(イ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1号末ご 1号末ご 1号末ご 1号末ご 1号末ご 1号末ご	2-1-1-2 第2欄イ(小② 欄に規定する料 金額 2-1-1-2 第2欄イ(小② 欄に規定する料 金額に、 <u>515円</u> を 加算した料金額	1年以上2年未満 の場合に適用しま す。 接続開始日から、 2年以上3年未満 の場合に適用しま

	(ウ) <u>平成30</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成31年3</u> <u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u>	号主端末ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③ 欄に規定する料 金額に、 <u>515円</u> を 加算した料金額	す。また、料金表 通則の規定にかか わらず左欄に掲げ る <u>515円</u> のうち、 <u>504円</u> にのみ消費 税相当額を加算す るものとします。
ウ アイり	U外のもの (7) <u>平成28</u> <u>年4月1</u> <u>日から平</u> <u>成29年3</u>	号主端 末回線 ごとに	2, 237円	接続開始日から、 1 年未満の場合に 適用します。
	<u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u>		2-1-1-2 第2欄イ(か)① 欄に規定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未満 の場合に適用しま す
		1 光信 号 記 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)① 欄に規定する料 金額に、 <u>527円</u> を 加算した料金額	す。また、料金表 通則の規定にかか わらず左欄に掲げ る <u>527円</u> のうち、 <u>513円</u> にのみ消費 税相当額を加算す るものとします。
	(イ) <u>平成29</u> <u>年4月1</u> 日から平 <u>成30年3</u> <u>月31日ま</u> <u>で適用す</u> <u>る料金</u>	号末ご 1号末 元 1号末回と光主回線に 1号車の 1号車の 1号車の 1号車の 1号車の 1号車の 1号車の 1号車の	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額 2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料像を 2-1-1-2	1年以上2年未満 の場合に適用しま す。 接続開始日から、 2年以上3年未満 の場合に適用しま
		ت د	金額に、 <u>602円</u> を 加算した料金額	す。また、料金表 通則の規定にかか わらず左欄に掲げ る <u>602円</u> のうち、 <u>588円</u> にのみ消費 税相当額を加算す るものとします。

			(ウ) 平成31	1光信	2-1-1-2	接続開始日から、
			年4月1	号主端	第2欄イ(イ)③	2年以上3年未満
			日以降に	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
			<u>ロダ体に</u> 適用する	だとに	金額に、406円を	
					加算した料金額	通則の規定にかか
			<u>料金</u>		加昇した科並領	
						わらず左欄に掲げ
						る <u>406円</u> のうち、
						398円にのみ消費
						税相当額を加算す
						るものとします。
	ウ	アイ以外のもの	(7) 平成29	1 光信	<u>2, 216円</u>	接続開始日から、
			年4月1	号主端		1年未満の場合に
			<u>日から平</u>	末回線		適用します。
			成30年3	ごとに		
			月31日ま	1 光信	2-1-1-2	接続開始日から、
			で適用す	号主端	第2欄イ(ウ)①	1年以上2年未満
			る料金	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
				ごとに	金額	व
						1+4+0011 - 1 >
				1光信	2-1-1-2	接続開始日から、
				号主端	第2欄イ(ウ)①	2年以上3年未満
				末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
				ごとに	金額に、 <u>602円</u> を	
					加算した料金額	通則の規定にかか
						わらず左欄に掲げ
						る <u>602円</u> のうち、
						588円にのみ消費
						税相当額を加算す
						るものとします。
			(イ) 平成30	1 光信	2-1-1-2	接続開始日から、
			年4月1	号主端	第2欄イ(ウ)②	1年以上2年未満
			<u>ーーハー</u> 日から平	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
			成31年 3	ボ固林ごとに	金額	す。
			<u>成31年3</u> 月31日ま	1 光信	2-1-1-2	接続開始日から、
			<u> </u>	□ 元信 号主端	第2欄イ(ウ)②	接続開始ロから、 2年以上3年未満
			る料金			
			<u>つかす亚</u>	末回線	欄に規定する料	の場合に適用しま
				ごとに	金額に、529円を	
					加算した料金額	通則の規定にかか
						わらず左欄に掲げ
						る <u>529円</u> のうち、
						<u>518円</u> にのみ消費
						税相当額を加算す
						るものとします。

別表 4 違約金

第1~5(略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

	区 分	違約金の額
接続申込者が、第	(1) 協定事業者が、複	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といい
34 条の 13 (複数	数年段階料金を適用	ます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間
年段階料金を適	する光信号主端末回	に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2
用する光信号主	線との接続を開始し	(料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第
端末回線の取扱	た日から1年を経過	2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の
い)第4項に規定	する日までに、接続	前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は
する、複数年段階	を終了した場合	2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2
料金を適用する		- 1 - 1 - 2 の 2 を減じた額(以下、この表において「低減
光信号主端末回		額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始し
線との接続を終		た日から終了日の前日までの日数に対応する利息 (年 <u>1.07%</u>
了した場合の違		の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この
約金		表において同じとします。)を加算した額
	(2)~(3) (略)	(略)

	(ウ) 平成31	1 光信	2-1-1-	接続開始日から、
	年4月1	号主端	2 第 2 欄イ(ウ)	2年以上3年未満
	日以降に	末回線	③欄に規定す	の場合に適用しま
	適用する	ごとに	る料金額に、	す。また、料金表
	料金		418円を加算し	通則の規定にかか
			た料金額	わらず左欄に掲げ
				る418円のうち、
				410円にのみ消費
				税相当額を加算す
				るものとします。

別表 4 違約金

第1~5(略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

	区 分	違約金の額
接続申込者が、第	(1) 協定事業者が、複	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といい
34 条の 13 (複数	数年段階料金を適用	ます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間
年段階料金を適	する光信号主端末回	に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2
用する光信号主	線との接続を開始し	(料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第
端末回線の取扱	た日から1年を経過	2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の
い) 第4項に規定	する日までに、接続	前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は
する、複数年段階	を終了した場合	2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2
料金を適用する		- 1 - 1 - 2 の 2 を減じた額(以下、この表において「低減
光信号主端末回		額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始し
線との接続を終		た日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年 <u>0.96%</u>
了した場合の違		の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この
約金		表において同じとします。)を加算した額
	(2)~(3) (略)	(略)

附 則 (平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号) 1 ~ 5 (略)

6 (略)

(1) (略)

(2)端末回線伝送機能

ア 基本料

7 圣平村							月額
		区	分		単 位	料金額	備考
端末回線 伝第5 に は 接 り は 接 り が き り り り り り り り り り り り り り り り り り	光端(スタも号回局リ含で	(ア) (イ) 以外 の場	①保の別タプ	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,684円	
所のます 項のまり 第1一3 欄である場	もっ岐光岐のてで言れている。		- 1 のも の	B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,547円	
合)	線4とのまれる数限る限。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、			C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	<u>2, 460 円</u>	
	により1 芯にて伝 送を行う			<u>D</u> 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,049円	
	機能		②保の別タ	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	<u>1回線ご</u> <u>とに</u>	2, 684 円	
			プ 1 ー 2 の も の	B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	<u>2, 547 円</u>	
				<u>C</u> 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	<u>2, 460 円</u>	

| 附 則(平成26年4月9日西設相制第116号)

1~5 (略)

6 (略)

(1) (略)

(2)端末回線伝送機能

ア 基本料

日嫍

							月額
		区 :	分		単 位	料金額	備考
端伝((な所項第欄す末送第標接)の1でる回機5準続第表-接る線能条的箇1中3続場	光端(スタもっ岐光岐信末光プをのてで信端号回局リ含で、き号末主線外ッむあ分る分回	(7) (イ) 以の合	①保の別タプーのの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ご に	2, 554 円	
合)	線4とのまにか度もり)1			B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金 C 平成31年4月	1回線ご とに 1回線ご	2, 453 円 2, 042 円	
	芯にて伝 送を行う 機能		②保の別タプー	1日以降に適 用する料金 A平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	とに 1回線ご とに	2, 554円	
			のも の	B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2, 453 円	

	1	1	1	T			
				<u>D</u> 平成31年4月	1回線ご	<u>2,049 円</u>	
				1日以降に適	とに		
				用する料金			
			3	A 平成28年4月	1回線ご	2, 760 円	
			12	1日から平成	とに		
			以外	29年3月31日			
			のも	まで適用する			
			の	料金			
				B 平成29年4月	1回線ご	2,619円	
				1日から平成	とに	2, 010 1	
				30年3月31日	C.1-		
				まで適用する			
				料金			
				C 平成30年4月	1回線ご	2, 530 円	
				<u>0</u> 平成30年4月 1日から平成	とに	۷, ۱۱۱ 🗂	
				31年3月31日	C 1~		
				まで適用する			
				おて適用する			
					4 E 44 =	0.107.00	
				<u>D</u> 平成31年4月	1回線ご	2, 107 円	
				1日以降に適	とに		
		(1)		用する料金	4 D 40 =	0.1705	+÷/++98+/- 1
		(1)	1	A 平成28年4月	1回線ご	2, 179円	接続開始日から、1年
		複数	保守	1日から平成	とに		未満の場合に適用しま
		年段	の区	29年3月31日		44 100	す。
		階料	別が	まで適用する	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、1年
		金を	タイ	<u>料金</u>	とに	(7)①A欄	以上2年未満の場合に
		適用	プ1			に規定す	適用します。
		する	- 1			る料金額	
		場合	のも		1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
			の		とに	(7)①A欄	以上3年未満の場合に
						に規定す	適用します。また、料
						る料金額	金表通則の規定にかか
						に、 <u>512</u>	わらず左欄に掲げる
						<u>円</u> を加算	<u>512円</u> のうち、 <u>499円</u> に
						した料金	のみ消費税相当額を加
						額	算するものとします。
				B 平成29年4月	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、1年
				<u>1日から平成</u>	とに	(7)①B欄	以上2年未満の場合に
				30年3月31日		に規定す	適用します。
				まで適用する		る料金額	
				料金	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
					とに	(7)①B欄	以上3年未満の場合に
						に規定す	適用します。また、料
r.							

			© 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	<u>2, 042 円</u>	
		③ ①② 以外 の の	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2, 627 円	
			B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2, 523 円	
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ご とに	2,100円	
	(イ) 複数 年段	のおの	A <u>平成29年4月</u> <u>1日から平成</u> <u>30年3月31日</u>	1回線ご とに	<u>2, 156円</u>	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	階金適する	別が タイ ー 1	<u>まで適用する</u> <u>料金</u>	1回線ご とに	第2欄ア (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	場合	の の		1回線ご とに	第2 (7)①A (7) (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 588円のうち、574円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する	1回線ご とに	第2欄ア (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			<u>料金</u>	1回線ご とに	第2欄ア (ア)①B欄 に規定す	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料

	1		기사 스 하드	A 主体別の担立に / . /
			る料金額	金表通則の規定にかか
			に、 <u>588</u>	わらず左欄に掲げる
			円を加算	<u>588円</u> のうち、 <u>574円</u> に
			した料金	のみ消費税相当額を加
			額	算するものとします。
	C 平成30年4月	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
	<u>1日から平成</u>	とに	(7)①C欄	以上3年未満の場合に
	31年3月31日		に規定す	適用します。また、料
	<u>まで適用する</u>		る料金額	金表通則の規定にかか
	<u>料金</u>		に、 <u>516</u>	わらず左欄に掲げる
			<u>円</u> を加算	<u>516円</u> のうち、 <u>505円</u> に
			した料金	のみ消費税相当額を加
			額	算するものとします。
2	A 平成28年4月	1回線ご	<u>2, 179円</u>	接続開始日から、1年
保守	<u>1日から平成</u>	とに		未満の場合に適用しま
の区	29年3月31日			す。
別が	<u>まで適用する</u>	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、1年
タイ	<u>料金</u>	とに	(7)②A欄	以上2年未満の場合に
プ 1			に規定す	適用します。
- 2			る料金額	
のも		1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
の		とに	(7)②A欄	以上3年未満の場合に
			に規定す	適用します。また、料
			る料金額	金表通則の規定にかか
			に、512	わらず左欄に掲げる
			円を加算	512円のうち、499円に
			した料金	のみ消費税相当額を加
			額	算するものとします。
	B 平成29年4月	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、1年
	1日から平成	とに	(7)②B欄	以上2年未満の場合に
	30年3月31日		に規定す	適用します。
	まで適用する		る料金額	
	料金	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
		とに	(7)②B欄	以上3年未満の場合に
			に規定す	適用します。また、料
			る料金額	金表通則の規定にかか
			に、588	わらず左欄に掲げる
			円を加算	588円のうち、574円に
			した料金	のみ消費税相当額を加
			額	算するものとします。
l	ļ		胡果	21) 0 0 0 0 C C A 3 0

				る料金額	金表通則の規定にかか
				に、 <u>516</u>	わらず左欄に掲げる
				円を加算	<u>516円</u> のうち、 <u>505円</u> に
				した料金	のみ消費税相当額を加
				額	算するものとします。
		C 平成31年4月	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
		1日以降に適	とに	(7)①C欄	以上3年未満の場合に
		用する料金		に規定す	適用します。また、料
				る料金額	金表通則の規定にかか
				に、406	わらず左欄に掲げる
				<u></u> 円を加算	406円のうち、398円に
				<u>した料金</u>	のみ消費税相当額を加
				額	算するものとします。
	2	A 平成29年4月	1回線ご	2. 156円	接続開始日から、1年
	保守	1日から平成	とに		未満の場合に適用しま
	の区	30年3月31日			す。
	別が	まで適用する	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、1年
	タイ	料金	とに	(7)②A欄	以上2年未満の場合に
	プ1			に規定す	適用します。
	- 2			る料金額	
	のも		1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
	の		とに	(7)②A欄	以上3年未満の場合に
				に規定す	適用します。また、料
				る料金額	金表通則の規定にかか
				に、 <u>588</u>	わらず左欄に掲げる
				円を加算	588円のうち、574円に
				<u>ー</u> した料金	のみ消費税相当額を加
				額	算するものとします。
		B 平成30年4月	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、1年
		1日から平成	とに	(7)②B欄	以上2年未満の場合に
		31年3月31日		に規定す	適用します。
		まで適用する		る料金額	
		料金	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
			とに	(7)②B欄	以上3年未満の場合に
				に規定す	適用します。また、料
				る料金額	金表通則の規定にかか
				IZ, 516	わらず左欄に掲げる
				円を加算	516円のうち、505円に
				した料金	のみ消費税相当額を加
				額	算するものとします。

	C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第2 欄で (ア) ②C側 に規定金額 に、516 円した料 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 516円のうち、505円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
③ ①② 以外 のも の	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに 1回線ご とに	2,241円 第2欄ア (7)③A欄 に規定す	接続開始日から、1年 未満の場合に適用します。 接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します
		1回線ご とに	る 第 2 (3) 3 (7) 3 (3) 3 (2) 5 (2)	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する	1回線ご とに	第2欄ア (ア)③B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	料金	1回線ご とに	第2欄間 (ア) ③B欄 に規料 <u>604</u> した を た料 額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第2欄ア (ア)③C欄 に規定金額 に、530円 を加針金額 た料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に 適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 530円のうち、519円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

		C 平成31年4月	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
		1日以降に適	とに	(7)②C欄	以上3年未満の場合に
		用する料金		に規定す	適用します。また、料
				る料金額	金表通則の規定にかか
				1=, 406	わらず左欄に掲げる
				円を加算	<u>406円</u> のうち、 <u>398円</u> に
				<u>ハ</u> ヒ州弁 した料金	のみ消費税相当額を加
				額	算するものとします。
	(3)	A 平成29年4月	1回線ご	2, 217円	接続開始日から、1年
	12	1日から平成	とに	2, 2171]	未満の場合に適用しま
	以外	30年3月31日	C 1C		す。
	のも	まで適用する	1回線ご	第2欄ア	 接続開始日から、1年
	0	料金	とに		以上2年未満の場合に
	0)	<u>*1 = 1 </u>	Z 1~	に規定す	めエと 中木
				I-規定9 る料金額	週用しまり
			1 🗆 🗠 ∸		+女体眼+45 0 45 0 45
			1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
			とに	(7)③A欄	以上3年未満の場合に
				に規定す	適用します。また、料
				る料金額	金表通則の規定にかか
				1= . <u>604</u>	わらず左欄に掲げる
				円を加算	<u>604円</u> のうち、 <u>590円</u> に
				した料金	のみ消費税相当額を加
				額	算するものとします。
		B <u>平成30年4月</u>	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、1年
		<u>1日から平成</u>	とに	(7)③B欄	以上2年未満の場合に
		31年3月31日		に規定す	適用します。
		<u>まで適用する</u>		る料金額	
		<u>料金</u>	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
			とに	(7)③B欄	以上3年未満の場合に
				に規定す	適用します。また、料
				る料金額	金表通則の規定にかか
				に、 <u>530</u>	わらず左欄に掲げる
				<u>円</u> を加算	<u>530円</u> のうち、 <u>519円</u> に
				した料金	のみ消費税相当額を加
				額	算するものとします。
		C 平成31年4月	1回線ご	第2欄ア	接続開始日から、2年
		1日以降に適	とに	(7)③C欄	以上3年未満の場合に
		用する料金		に規定す	適用します。また、料
				る料金額	金表通則の規定にかか
				に、418円	
				を加算し	418円のうち、410円に
				た料金額	のみ消費税相当額を加
					算するものとします。
1 1		1	1		· · · ·

イ 加算料

月額 備考 分 単 位 料金額 区 (7) 料 光信号主 平成28年4月1 1 光信号 2.684円 ②以 保守 金表第1 端末回線 日から平成29年 主端末回 表(接続 (光信号 外の の区 3月31日まで適 線ごとに 料金) 第 多重分離 場合 別が 用する料金 1 (網使 機能のう タイ 平成29年4月1 1 光信号 2.547円 ち、光信 用料)2 プ 1 日から平成30年 主端末回 (料金 号主端末 - 1 3月31日まで適 線ごとに 額) 2-回線の最 のも 用する料金 1 – 1 – 大収容数 平成30年4月1 1 光信号 2,460円 1 第 2 欄 が8のも 日から平成31年 主端末回 ウ欄又は のと組み 3月31日まで適 線ごとに 附則第4 合わせて 用する料金 項(1) 利用する 2,049円 平成31年4月1 1 光信号 網使用料 ものに限 日以降に適用す 主端末回 1 (7) (1) ります。) る料金 線ごとに 欄に規定 に係る加 平成28年4月1 1 光信号 2.684円 する機能 算料 保守 日から平成29年 主端末回 に係る加 の区 3月31日まで適 線ごとに 算料 別が 用する料金 タイ 平成29年4月1 1 光信号 2.547円 プ 1 日から平成30年 主端末回 - 2 3月31日まで適 線ごとに のも 用する料金 平成30年4月1 1 光信号 2.460円 日から平成31年 主端末回 3月31日まで適 線ごとに 用する料金 平成31年4月1 1 光信号 2.049円 日以降に適用す 主端末回 る料金 線ごとに 平成28年4月1 1 光信号 2.760円 AB 以 日から平成29年 主端末回 3月31日まで適 線ごとに 外の もの 用する料金 平成29年4月1 1 光信号 2.619円 日から平成30年 主端末回 3月31日まで適 線ごとに 用する料金

イ 加算料

月額 分 単 位 料金額 備 考 区 2,554円 (7) 料 光信号主 平成29年4月1 1 光信号 ②以 端末回線 保守 日から平成30年 主端末回 金表第1 (光信号 外の の区 3月31日まで適 線ごとに 表(接続 料金)第 多重分離 場合 別が 用する料金 機能のう 1 (網使 タイ 用料) 2 ち、光信 プ 1 (料金 号主端末 - 1 額) 2-回線の最 のも 1 - 1 -大収容数 平成30年4月1 1 光信号 2. 453 円 1 第 2 欄 が8のも 日から平成31年 主端末回 ウ欄又は のと組み 3月31日まで適 線ごとに 附則第4 合わせて 用する料金 項(1) 利用する 平成31年4月1 1 光信号 2,042円 網使用料 ものに限 日以降に適用す 主端末回 1 (7) (1) ります。) る料金 線ごとに 欄に規定 に係る加 平成29年4月1 1 光信号 2.554円 する機能 算料 保守 日から平成30年 主端末回 に係る加 3月31日まで適 線ごとに の区 質料 別が 用する料金 タイ プ1 - 2 のも 平成30年4月1 1 光信号 2.453円 日から平成31年 主端末回 3月31日まで適 線ごとに 用する料金 平成31年4月1 1 光信号 2,042円 日以降に適用す 主端末回 る料金 線ごとに 平成29年4月1 1 光信号 2.627円 AB 以 日から平成30年 主端末回 3月31日まで適 線ごとに 外の もの 用する料金

		平成30年4月1 日から平成31年	1 光信号 主端末回	2,530円	
		3月31日まで適 用する料金	線ごとに		
		平成31年4月1	1 光信号	2, 107 円	
		日以降に適用す る料金	主端末回 線ごとに		
_	A 保守	<u>平成28年4月1</u> 日から平成29年	1 光信号 主端末回	2, 179円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま
年段	の区	3月31日まで適	線ごとに		す。
	別が タイ	<u>用する料金</u>	1 光信号 主端末回	<u>平成28年</u> 4月1日	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に
適用	プ1		線ごとに	から平成	適用します。
	- 1 のも			<u>29年3月</u> 31日まで	
	の			適用する	
				第2欄イ (ア)①A欄	
				に規定す	
			1 光信号	る料金額 平成28年	接続開始日から、2年
			主端末回	4月1日	以上3年未満の場合に
			線ごとに	<u>から平成</u> 29年3月	適用します。また、料 金表通則の規定にかか
				<u>31日まで</u> 第 田まる	わらず左欄に掲げる
				<u>適用する</u> 第2欄イ	<u>512円</u> のうち、 <u>499円</u> に のみ消費税相当額を加
				(7)①A欄 に規定す	算するものとします。
				る料金額	
				に 、 <u>512</u> 円を加算	
				した料金	
		平成29年4月1	1 光信号	額 平成29年	接続開始日から、1年
		日から平成30年	主端末回	4月1日	以上2年未満の場合に
		<u>3月31日まで適</u> 用する料金	線ごとに	<u>から平成</u> 30年3月	適用します。
		7.5 7 9 11 22		31日まで	
				<u>適用する</u> 第2欄イ	
				(7)①A欄	
				に規定す る料金額	

		亚芹20年4日4	1 쏘 등 모	0 500 111	
		平成30年4月1	1光信号	2,523円	
		日から平成31年	主端末回		
		3月31日まで適	線ごとに		
		用する料金			
		平成31年4月1	1 光信号	2, 100 円	
		日以降に適用す	主端末回		
		る料金	線ごとに		
2	Α	平成29年4月1	1 光信号	2, 156円	接続開始日から、1年
複	数保守	日から平成30年	主端末回	,	未満の場合に適用しま
年		3月31日まで適	線ごとに		す。
		用する料金	1 光信号	平成29年	接続開始日から、1年
金	をタイ		主端末回	4月1日	以上2年未満の場合に
適			線ごとに	<u> </u>	適用します。
<u>ਕਿ</u>			40% C C 1 C	30年3月	A=/11 O O 7 0
-	-			<u>30年3万</u> 31日まで	
-99				適用する	
	0,			第2欄イ	
				・	
				に規定す	
				る料金額	14.4400.11 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			1 光信号	平成29年	接続開始日から、2年
			主端末回	4月1日	以上3年未満の場合に
			線ごとに	<u>から平成</u>	適用します。また、料
				<u>30年3月</u>	金表通則の規定にかか
				<u>31日まで</u>	わらず左欄に掲げる
				<u>適用する</u>	<u>588円</u> のうち、 <u>572円</u> に
				第2欄イ	のみ消費税相当額を加
				(7)①A欄	算するものとします。
				に規定す	
				る料金額	
				1=, 588	
				円を加算	
				<u>した料金</u>	
				額	
		平成30年4月1	1 光信号	平成30年	接続開始日から、1年
		日から平成31年	主端末回	4月1日	以上2年未満の場合に
		3月31日まで適	2 端木凹線ごとに	<u>4月1日</u> から平成	成工2年末週の場合に 適用します。
			炒火 ∟ ⊂ ! 〜		週 用しみり。
		用する料金		31年3月	
				<u>31日まで</u> 	
				適用する	
				第2欄イ	
		1		(ア)①A欄	
				に規定する料金額	

		1光信号 主端末回 線ごとに	平 <u>4月</u> か 30年 30年 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
<u>日か</u> 3月	30年4月1 ら平成31年 31日まで適 る料金	1光信号 主端末回 線ごとに	円 し額 <u>平4か31年日用</u> 11 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 516円のうち、505円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
保守 日か の区 3月 別が 用す タイ プ1	.28年4月1 ら平成29年 31日まで適 る料金	1 光端ごと信 相 記 発 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 に え に る に る に る る る る る る る る る る る る る	る料、516 円 した料金 額 2,179円 平成28年 4月1 から	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。 接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
- 2 のも の		1 光信号 主端末回 線ごとに	29年3月 31日用第2日 (ア)①規 (ア)①規 (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス)	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料

	平成31年4月1 日以降に適用す る料金	1 主線 ポープ ・	<u>平4か331</u> 31年日用2 31所2 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	接続開始日から、2年以上3年末。また、2年以上3年末高の場た、2年以適用します。また、からまず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相とします。 2年に対している。 2年に対している。 4年に対している。 2年に対している。 2年に対してい
B保守	平成29年4月1 日から平成30年	1光信号回	<u>用する</u> イ (7)①A欄に規定金額に、406 円した 額	適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。 接続開始日から、1年未満の場合に適用しま
の区がイ1 ーのの	3月31日まで適 用する料金	線ご上1 主線光端ご1 主線号回に	<u>平4</u> か 30年日成月でるイ欄り 30年日用2①規料成月でるイ欄を全 4かにより、 10年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年	す。 接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。 接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 以上3年未満の場合に 適用します。また、料

			29 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
	平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末とに 線ごとに	平成29年 4月1 か63 30年3 31日 第1 31 第2 第2 第7 (7) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1光信号 主端末回 線ごとに	平4か30年日用の第30年日成月であて開いるに円し額の第311の第31の第31の第31の第31の第31の第31の第31の第31の第3	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 588円のうち、572円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
	平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成30年 4月1日 から平3月 31日ます 第1日ます 第2欄欄 (ア)①B欄 に規定す	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			<u>30年3月</u> <u>31日用</u> <u>第1日</u> 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる <u>588円</u> のうち、 <u>572円</u> に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
	平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>平成30年</u> 4月1 1日成 31年3 1日末 1日末 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>平成30年</u> <u>4月ら年3</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>311</u> <u>31</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	平成31年4月1 日以降に適用す る料金	1光信号 主端末とに 線ごとに	平成31年 4月1日 以内する 2欄(ア)①B に規定を る料 に、406	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 406円のうち、398円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

				る料金額	
				に、 <u>516</u>	
				円を加算	
				<u>ー</u> した料金	
				額	
С		平成28年4月1	1 光信号	2, 241円	接続開始日から、1年
				2, 241	未満の場合に適用しま
		日から平成29年	主端末回		
		3月31日まで適	線ごとに		す。
も	の	<u>用する料金</u>	1 光信号	平成28年	接続開始日から、1年
			主端末回	4月1日	以上2年未満の場合に
			線ごとに	<u>から平成</u>	適用します
				29年3月	
				31日まで	
				適用する	
				第2欄イ	
				(7)①C欄	
				に規定す	
			=	る料金額	+4
			1 光信号	平成28年	接続開始日から、2年
			主端末回	4月1日	以上3年未満の場合に
			線ごとに	<u>から平成</u>	適用します。また、料
				29年3月	金表通則の規定にかか
				31日まで	わらず左欄に掲げる
				適用する	527円のうち、513円に
				第2欄イ	のみ消費税相当額を加
				(7)①C欄	算するものとします。
				に規定す	# / \$ 0 W C O K / 8
				る料金額	
				$1 = \frac{527}{1}$	
				円を加算	
				した料金	
				額	
	Γ	平成29年4月1	1 光信号	平成29年	接続開始日から、1年
		日から平成30年	主端末回	4月1日	以上2年未満の場合に
		3月31日まで適	線ごとに	から平成	適用します。
		用する料金		30年3月	
		··· / Ψ· 1 ***		<u>31日まで</u>	
				<u>51日よく</u> 適用する	
				<u>週用する</u> 第2欄イ	
				(7)①C欄	
				に規定す	
				る料金額	
			1 光信号	平成29年	接続開始日から、2年
			主端末回	4月1日	以上3年未満の場合に
 		l l	-		

			<u>円</u> を加算 した料金 額	
C AB以 外の もの	平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで適 用する料金	1光信号回に 主線ご光端ご光端ご光端ご光端ご 1主端ごとに	2,217円平成29年4月1から43130年3月31日適用23331333333333334556777101223345567788999	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。 接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1光信号 主端末に 線ごとに	る平4か3031適第(7)にるに円し額 料成月ら年日用2(1)規料、をた のであるに円し額のであるに円し額のであるに円し額のである。	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金馬通則の規定にかか わらず左欄に掲続る 604円のうち、590円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
	平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末とに	<u>平成30年</u> 4月1 から31年3 31日 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号 主端末回	<u>平成30年</u> 4月1日	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に

(4)	固定無線基地局	平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで適用する料金	線ごとに 1主線ご 1世紀 1世紀 1世紀 1世紀 1世紀 1世紀 1世紀 1世紀 1世紀 1世紀	<u>か301 31 適</u> 第(7)にるに円し額 <u>平4 か31 31 適</u> 第(7)にるに円し額 <u>平4 か31 31 適</u> 第(7)にるに円し額 <u>平3 ます 欄</u> (2)定金60加料 <u>301 平3 ます 欄(2</u> 定金53加料 <u>55 次月でる</u> イ欄す額4算金 年日成月でるイ欄す額0.算金 円	適用します。また、料かわら可能を表すである。 590円にかからのでは、 590円にのみ消をものとします。 2合、別の場所のののでは、 2合、別の場合をは、 2合、別の場合をは、 2合、別の場合をは、 530円のの表すのののでは、 519円ののみ消をします。
附則第 4 項 (1)	伝送路の追加に係る加算料	プ1-1のもの	線基地局伝送路ご	10, 000 1	
網使用料			とに		
イ(7)② 欄に規定		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無 線基地局	10,085円	
† は は は は は は は は は は は は は は は は は は は		J1-200-00	緑基地向 伝送路ご		
に係る加			とに		
算料					

		平成31年4月1 日以降に適用す る料金	線ごとに 1 光端ごとに 号回に	<u>か3131適</u> 第(7)にるに円し額 <u>平4以用2(7)にるに円し額</u> 平3ます欄(2)定金52加料 311にるイ(2)定金41加料 成月でるイ欄す額(3)算金 年日適第 欄す額8.1算金	適用します。また、料金表が上間では、また、料金表が生々では、1519円の方ち、519円のの対理をできる。 530円の方式を関係した。 1530円のの対理をできる。 26、分別のでは、18円の対理をできる。 418円の対理をできる。 418円の対理をできる。 418円の対理をできる。 418円の対理をできる。 418円の対理をできる。 418円の対理をできる。 418円の対象をできる。 418円の対理をできる。 418円の可能をできる。 418円
(イ) 附則第4 項(1) 網(1) 網(ア)規機 イ 欄にる係 す に 算料	固定無線基地局 伝送路の追加に 係る加算料	① 保守の区別がタイ プ1-1のもの ② 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1 固基基 根 は に に 固 基 送 に し は と に し は と に し は と に し は と に し は と に し に し と に し と に し に と に に と に に と に に に に に に に に に に に に に	8, 240 円	

附 則(平成29年4月14日西設相制第14号) この改正規定は、平成29年4月14日から実施し、平成29年4月1日に遡及して適用します。